

## 国民健康保険に加入されている「30歳から74歳以下」の方へ 「特定健康診査、特定保健指導」のご案内

### ■特定健康診査、特定保健指導とは？

「特定健康診査」は、日本人の死因の約6割を占めるといわれている生活習慣病の前段階「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の状態にある人（または予備軍の人）の早期発見を目的としています。

「特定保健指導」では、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の解消に向けて、保健師などから生活習慣改善のためのサポートやアドバイスを行っています。

医療保険者である大雪地区広域連合は、国民健康保険に加入されている皆さまを対象に、20年度から実施しています。

### ■どんな人が対象？

30歳以上から74歳以下で、大雪地区広域連合区域内で国民健康保険に加入されている方  
※特定健康診査、特定保健指導は各医療保険者が実施します。会社の健康保険、共済組合など国保制度以外の公的医療保険制度に加入されている方は、各医療保険者にご確認ください。

### ■健診の内容は？

実施する健診の内容は「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」に着目した内容です。主に次の検査を行います。

○問診 ○診察 ○身体測定 ○血液検査 ○尿検査 ○心電図検査 ○腎機能検査 ○その他

### ■受診予約は？

大雪地区広域連合では特定健康診査受診の案内文書と受診券を郵送いたします。案内文書に書かれている健診実施機関（病院等）で受診できます。

受診日時などは、案内文書に書かれている健診実施日時などを確認し、都合の良い日時を予約して受診してください。受診されるときは、受診券と保険証を必ず持参してください。

### ■健診に係る費用は？

健診に係る費用の一部を負担していただきます。受診する際に健診実施機関（病院等）の窓口で支払います。負担額は町の担当窓口にお問い合わせください。

### ■保健指導の内容は？

保健指導では、保健師から生活習慣病の予防、メタボリックシンドロームの改善に向けたアドバイスをします。健診を受けた方には健診結果が後日郵送されます。基準値を超える項目の数に応じて保健指導の内容が変わります。「特定保健指導」の対象となる方には後日、郵送で内容や面談日時等をご案内致します。

### ■健診を受診すると支援金の負担額が減額されます！

各医療保険者に平成24年度末までの目標値が定められています。この目標値の達成率に応じて「後期高齢者医療制度」へ支払う支援金が最大10%の割合で増減されます。国の試算では、1人当たりの国民健康保険料後期高齢者医療支援金の平均負担額は4万1,358円になっています。下記のすべての目標値を達成すると、この負担額が減額になりますので、皆さんの積極的な受診をお願いします。

○健診受診率65% ○特定保健指導率45% ○メタボリックシンドローム該当者減少率10%

## 大雪地区広域連合 平成22年度予算の概要

22年第1回大雪地区広域連合議会が3月30日、東神楽町議会議場で開かれ、一般会計と介護保険、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療の4特別会計合わせて総額80億6,221万円（特別会計繰り出し金を除く実質は71億3,347万円）を決定しました。住民福祉の視点と事務の効率化の2点を基調として事業を進めてまいります（下表参照）。

### 【一般会計】

議会費、派遣職員の人件費、一般管理費などの経費、障害程度区分審査会経費、監査委員費で構成しています。

### 【介護保険特別会計】

大きく3つに分かれており、認定調査などに係る一般管理費などの経費、介護認定審査会に係る経費、保険給付に係る経費による会計からなっています。

要介護認定は、20人の審査会委員によって毎週1回審査会を開催しています。介護保険料は、21年度から23年度を1期とする第4期介護保険事業計画（第4段階である標準的な年額保険料は5万4,600円（月額4,550円）です）の2年度目となります。高齢者が住みなれた地域で今後とも安心して暮らし続けられるよう計画的に進めていきます。

予防重視型システムへ転換を図った5年目にあたり、地域包括支援センターの運営・地域支援事業の実施などをさらに推進します。

### 【国民健康保険特別会計】

3町の被保険者に係る必要な保険給付費を見込み予算を計上しています。

保険料は、3月の当初予算の段階では、所得の申告が終わったばかりであるため、具体的な計算をまだ行えない状況です。本年度も医療費適正化特別対策事業、収納率向上対策特別事業、特定健診、特定保健指導を引き続き実施します。

### 【老人保健特別会計】

老人保健制度は、後期高齢者医療制度に移行しているため、過去の保険給付費に係る調整とその他の所用経費の見込み額を計上しています。

### 【後期高齢者医療特別会計】

後期高齢者医療制度の主な運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行っています。その運営に関する必要見込み額を計上しています。

申請、被保険者証の交付、保険料の徴収事務は大雪地区広域連合で行うことになります。制度を円滑に実施するため、関係機関と連携を図りながら進めていきます。

会計区分	予算額 (万円)	前年比 (%)	東川負担額 (万円)
一般会計	102,638	104.4	2,065
介護保険特別会計	253,437	106.3	10,360
国民健康保険特別会計	380,442	98.4	4,974
老人保健特別会計	3,041	39.8	9
後期高齢者医療特別会計	66,663	106.1	10,848
合計	806,221	101.6	28,256